

諮問庁：検事総長

諮問日：平成30年2月21日（平成30年（行個）諮問第25号）

答申日：平成30年6月27日（平成30年度（行個）答申第52号）

事件名：本人に係る特定日付け不起訴記録閲覧・謄写に関する決定書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月10日付け特定文書番号により特定地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、閲覧・謄写に関する決定書（特定年月日A付けのもの）に記録された保有個人情報の不開示とした部分の不開示決定を取り消し、全部開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

閲覧・謄写に関する決定書については、請求を行っていないこと。

請求を行っているのは決定書ができるまでの決裁書の請求を行っていること。

また、開示された文書は、原本ではなく、謄写であり、真正が強く疑われること。

印影については、統括検務官の印影は、法14条5号に該当すると理由を述べていること。

しかしながら、検務専門官については、理由が明示されていないこと。担当者の押印がない理由も、不明であること。

今までの経過について

審査請求人の希望は、本件の告訴調書の謄写であること。

告訴状を特定警察署に送付したところ、特定巡査部長から告訴状の返戻を受け、聞き取りが行われたこと。

告訴状に沿った内容を、特定年月日Bの事故当日、再度、聞き取りを行うというので、特定年月日Cに行ったこと。

しかしながら、特定年月 A、相手弁護士が実況見分調書を送付してきたこと。

読むと、事故現場の状況が虚偽記載されていること。相手の主張と審査請求人の主張が、併記されていること。しかしながら、審査請求人が特定年月日 B、特定年月日 C に伝えた内容と、記載内容が異なっていること。

返戻された告訴状と告訴調書の照合のため、特定裁判所を通して、告訴調書の提出を求めたこと。しかしながら、特定支部は提出を拒否したこと。

告訴調書の閲覧を求めたところ、特定検事は閲覧を許可し、閲覧できたこと。閲覧したところ、返戻された告訴状の内容＝告訴調書作成のための聞き取りで伝えた内容は、記載されていないこと。

被疑者は、実況見分調書の記載を基に、過失割合を「A : B」と主張し、審査請求人の過失が大きいと主張していること。

特定年月 A に作成した告訴調書が、特定年月日 D になっても、特定支部には送付されていないこと。

検察内での、告訴調書偽造隠しが行われている可能性が、極めて強いと感じていること。

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示請求の内容及び処分庁の決定

##### (1) 開示請求の内容

本件開示請求は、「特定地方検察庁特定支部において行った開示請求票（特定年月日 A）閲覧謄写申請書及び決定書」に記録された保有個人情報を対象とした開示請求である。

##### (2) 処分庁の決定

処分庁は、保有個人情報が記録された行政文書として、不起訴記録閲覧・謄写申請書及び閲覧・謄写に関する決定書（以下「本件決定書」という。）を特定し、被疑者氏名欄等の記載を刑事事件に係る検察官が行う処分等に係る保有個人情報であって、法第 4 章の規定の適用が除外される情報（法 4 5 条 1 項）に該当するとし、統括検務官の印影を犯罪の捜査、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法 1 4 条 5 号）に該当するとし、統括検務官以外の不開示とした印影を開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（法 1 4 条 2 号）に該当するとともに、開示することにより、犯罪の捜査、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法 1 4 条 5 号）に該当するとし、いずれも一部開示決定（原処分）を行ったものである。

#### 2 諮問の要旨

審査請求人は、処分庁の決定に対し、「閲覧・謄写に関する決定書に記録された保有個人情報について、不開示とした部分の不開示決定を取り消

し、全部開示を求めます。」として、本件決定書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の全部開示を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

### 3 諮問庁の判断及び理由

#### (1) 本件決定書について

一般的に、検察庁において刑事事件に関する事件記録が閲覧・謄写の対象となる場合としては、刑事確定訴訟記録法に基づく保管記録と刑事訴訟法47条ただし書に基づく不起訴記録があるところ、本件対象保有個人情報は、不起訴記録の閲覧・謄写に関する決定書に記録された保有個人情報である。

不起訴記録とは、検察官が不起訴処分とした事件の捜査記録であり、刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」に該当する。

訴訟に関する書類は、刑事訴訟法47条の規定により、原則として公判の開廷前にはこれを公とすることができないが、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合には閲覧することができ、検察庁においては、交通事故に関する実況見分調書等の証拠など不起訴記録の一部について、事件関係者のプライバシーに配慮しつつ、具体的な必要性・相当性がある場合に、これを開示している。

不起訴記録の閲覧・謄写については、刑事確定訴訟記録法に基づく保管記録の閲覧・謄写に準じた取扱いをしており、不起訴記録の閲覧・謄写を請求しようとする者は、必要事項を記載した不起訴記録閲覧・謄写申請書を保存検察官に提出し、保存検察官は、請求に係る不起訴記録の閲覧・謄写の許否について、閲覧・謄写に関する決定書を作成した上、閲覧請求者に対して、口頭や電話等適宜な方法により、その結果を通知し、上記決定書に通知した年月日を記載している。

#### (2) 本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について

##### ア 法14条2号及び5号該当性について

原処分において、本件決定書の作成に携わった検務専門官及び統括検務官の印影（以下「本件不開示部分」という。）について、検務専門官の印影を法14条2号及び5号に該当するとして、統括検務官の印影を法14条5号に該当するとして不開示としている。

検務専門官の印影について、その氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報に該当するところ、当該職員は、独立行政法人国立印刷局発刊の職員録に氏名が掲載されていない職員であるため、その氏名は、開示請求者が知り得る情報とは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するものとも認めら

れない。

また、不開示とした検務専門官は、人事異動又は応援により、捜査・公判又は刑の執行を行う業務に携わることがあり、その氏名が明らかになれば、内偵捜査や所在捜査等の秘匿性の高い業務に従事するにあたって、情報の収集が困難になるなど犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条2号及び5号の不開示情報に該当する。

統括検務官の印影について、その氏名は上記職員録に掲載されており、当該職員が勤務している事実は開示請求者が知ることができる情報であるが、上記職員録には、特定地方検察庁特定支部（特定区検察庁を含む。以下同じ。）に勤務する統括検務官2名の氏名が掲載されているところ、記録事務に携わる統括検務官の氏名が判明すれば、もう1名の統括検務官が徴収又は執行事務に携わっていることが推測可能となるため、その氏名が明らかになれば、刑の執行状況等を聞き出すため、あるいは、自己に有利な対応を求めるために、当該職員に対する不当な働き掛けを誘発したり、嫌がらせ電話等を始めとする妨害行為を招くおそれがあることができず、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号の不開示情報に該当する。

#### イ 法45条1項の該当性等について

##### (ア) 法45条1項の趣旨について

法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は検察官が行う処分等に係る保有個人情報のうち、当該裁判又は処分等を受けた者に係るものについては、法第4章の規定を適用しないとしている。

この趣旨は、これらの保有個人情報は、当該者本人の前科、前歴、逮捕歴、勾留歴等を示す情報やこれらの履歴を前提とする情報であって、これらの保有個人情報を開示請求等の対象とすると、当該本人の前科等の履歴が本人以外の者に明らかとなる危険性があり、当該本人の社会復帰や更生保護を図る上で本人の不利益になるおそれがあるため、このような弊害を防止しようとするところにあるものと解される。

##### (イ) 法45条1項の該当性について

本件決定書の被疑者氏名欄及び保存番号欄の各不開示とした部分には、刑事事件に係る検察官の処分を受けた者の氏名及び当該処分に関する情報が記録されていることから、法45条1項に該当し、法第4章の適用除外に該当すると認められる。

ところで、情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成27年度（行個）答申第163号）において、同審査会は、「法45条1項の趣旨に鑑みると、同項により適用除外とされるのは、本来、同項に規定する情報だけを記載することを目的としている文書又は欄であって、これらへの記載の有無のみで、当該情報の存否が明らかになるものに限られると解され、そのため、当該文書又は欄は、その記載の有無にかかわらず、全部を不開示とせざるを得ないことから、法はこれを適用除外としたものと考えられる。」「（本件対象文書は、）必ずしも刑事事件の裁判等の法45条1項に規定する情報だけが記載されているという性質の文書ではないとのことであり、仮に、その一部に刑事事件の裁判等の情報が記載されていたとしても、そのことをもって、同項による法の適用除外に当たるとして不開示とすると、そのこと自体により、当該情報が存在することが明らかとなり、それは同項の趣旨にそぐわないものといわざるを得ない。」との指摘があるので、念のため以下のとおり付言する。

確かに、①開示請求に対し、その全部又は一部を法45条1項の規定により法第4章の規定が適用されないとして不開示としただけで、開示請求者その他特定の者に関して、刑事事件の裁判等、同条項に規定する情報が存在することが明らかになる場合には、当該者の社会復帰や更生保護を図る上で当該者に不利益となるため、同項の趣旨にそぐわない結果を来すこととなりかねない。

しかしながら、②開示請求に対し、その全部又は一部を法45条1項の規定により不開示としただけでは、開示請求者その他特定の者に関して、刑事事件の裁判等、同条項に規定する情報が存在することが明らかになるとはいえない場合には、当該者の社会復帰や更生保護を図る上で不利益を生じさせるとはいえず、同項の趣旨に反する結果を招来するとはいえない。

むしろ、このような場合において、情報公開・個人情報保護審査会の指摘するように、「必ずしも刑事事件の裁判等の法45条1項に規定する情報だけが記載されているという性質の文書でない。」との一事をもって同条項が適用されないとする、かえって当該者の社会復帰や更生保護を図る上で重大な不利益となりかねず、適当でない。

上記②のような場合において、法第4章の規定は適用されないとして不開示とすることは、同条項の予定するものとして許容されると解される。

この点、本件決定書は閲覧・謄写の許否を決定するために必要な情報を記載するものであり、そこに記録されている個人情報、必

ずしも開示請求者本人の個人情報であるとは限らない。

したがって、これらの文書の開示請求に対し、その一部を法45条1項の規定により法第4章は適用されないとして不開示としただけで、開示請求者その他特定の者に関して、刑事事件の裁判等、同条項の規定する情報が存在することが明らかになるとはいえないことから、本件対象文書について、その一部を不開示としたとしても、同項の趣旨を没却するとはいえない。

また、法45条1項は、同項所定の保有個人情報について形式・単位等の制限を設けていないところ、明文上の規定がない制限を行うことは妥当でなく、平成22年度（行個）答申第133号においても、法の第4章の適用除外については、どのような行政文書に記載されているかを問うものではないとの判断が示されているところである。

よって、本件決定書の被疑者氏名欄及び保存番号欄の各不開示とした部分は、法45条1項に該当すると認められる。

#### (3) その他審査請求人の主張について

請求人は、原処分における対象文書の特定に誤りがある旨主張していると思われるが、処分庁の特定に誤りは認められない。

対象文書として特定された本件決定書は、閲覧・謄写の事務担当者において作成する担当者意見書と同意見を受けて保存検察官において閲覧・謄写の許否を決定するために作成する決定書が同一の書式となっているもので、請求人が審査請求書において開示を求めている「決定書ができるまでの決裁書」に該当するものである。

なお、処分庁に「決定書ができるまでの決裁書」の作成の有無を確認したが、本件決定書以外に別途決裁書を作成している事実は認められなかった。

その他請求人は種々主張するが、いずれも理由がなく、上記判断を左右するものではない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件開示請求に対し、処分庁が行った一部開示決定は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月6日 審議
- ④ 同年5月14日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年6月11日 審議

⑥ 同月25日

審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「特定地方検察庁特定支部において行った開示請求票（特定年月日A）閲覧謄写申請書及び決定書」に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、「不起訴記録閲覧・謄写申請書（特定年月日A付けのもの）」に記録された保有個人情報及び本件対象保有個人情報を特定し、その一部を、法45条1項の規定により法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されない、又は法14条2号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象保有個人情報の特定に誤りがある旨主張するとともに、本件対象保有個人情報の不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び法の第4章の規定の適用の可否並びに本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、本件対象保有個人情報ではなく、本件決定書ができるまでの決裁書に記録された保有個人情報を特定するよう求めているものと解される。

この点、不起訴記録の閲覧・謄写については、刑事確定訴訟記録法に基づく保管記録の閲覧・謄写に準じた取扱いをしており、不起訴記録の閲覧・謄写を請求しようとする者は、必要事項を記載した不起訴記録閲覧・謄写申請書を保存検察官に提出し、保存検察官は、請求に係る不起訴記録の閲覧・謄写の許否について、閲覧・謄写に関する決定書を作成する旨の諮問庁の説明を左右するような事情はない。

そして、これを前提に本件決定書を見分したところ、本件決定書は、申請のあった不起訴記録の閲覧・謄写の許否に関し、閲覧・謄写の事務担当者（本件決定書では検務専門官）において作成する担当者意見書と、その意見を受け、保存検察官において閲覧・謄写の許否に関する決定をするために作成する決定書が、一体の書式となった1枚の書面であると認められることから、本件決定書は、審査請求人が開示を求めている保有個人情報が記録された「決定書ができるまでの決裁書」に該当するといえることができる。

したがって、特定地方検察庁において、これ以外に別途決裁書を作成していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

以上によれば、特定地方検察庁において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 適用除外（法４５条１項該当性）について（別紙の３の関係）

#### （１）適用除外の趣旨

法４５条１項は、刑事事件に係る裁判，検察官が行う処分，刑の執行等に係る保有個人情報について，法の第４章の規定を適用しないとしているが，その趣旨は，これらに係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合，雇用主等の要望により，本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し，提出させられるなどして，前科等が明らかになる危険性があるなど，被疑者や被告人，受刑者等の立場で留置施設や刑事施設等に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり，その者の不利益になるおそれがあるため，本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として，開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

そして，このような法４５条１項の趣旨に鑑みると，本来，同項に規定する情報だけを記載することを目的としている文書又は欄（あるいは同項に規定する情報が当然に含まれ得る欄）につき，同項により法の第４章の規定を適用しないとするものと解される。

#### （２）法の第４章の規定の適用の可否について

そこで，本件決定書のうち法４５条１項に規定する刑事事件に係る検察官が行う処分等に該当するとして不開示とされた部分について検討すると，当該部分は，本件決定書の「閲覧・謄写申請記録」の「被疑者氏名」欄及び「保存番号」欄の記載内容部分であるところ，上記の「被疑者氏名」欄は，不起訴記録の閲覧・謄写申請に係る当該不起訴事件の被疑者の氏名を記載する欄であることが明らかである。

また，当審査会事務局職員をして記録事務規程（法務省訓令）及び事件事務規程（法務省訓令）を確認させ，併せて，これらの運用について諮問庁に確認させたところによると，上記の「保存番号」欄に記載される番号は，検察官が保存する不起訴記録ごとに，その不起訴記録の区分等（記録事務規程の不起訴記録の区分及び事件事務規程の裁定主文）に基づいて番号を付し，暦年ごとに改めるものであって，不起訴・中止裁定書に表示することとされているものであると認められる。

そうすると，上記の「被疑者氏名」欄及び「保存番号」欄は，刑事事件の裁判等の法４５条１項に規定する情報だけを記載することを目的としている欄ということが出来るから，同項により法の第４章の規定の適用除外とされる「刑事事件に係る検察官が行う処分等に係る保有個人情報」に該当し，法の第４章の規定は適用されない。

4 本件不開示部分の不開示情報該当性について（別紙の4の関係）

- (1) 本件不開示部分には、特定地方検察庁特定支部の職員（統括検務官及び検務専門官）の姓が記載されていると認められるところ、「閲覧・謄写に関する決定書」（本件決定書）の担当者意見書に当該職員の印が押されていることからすると、当該職員は、諮問庁の上記第3の3（2）アの説明のとおり、特定地方検察庁特定支部において、記録事務に携わる職員であると考えられる。

そして、当審査会事務局職員をして本件決定書作成当時の職員の情報に掲載した国立印刷局編「職員録」を確認させたところ、「職員録」には、特定地方検察庁特定支部に勤務する上記の統括検務官を含む統括検務官2名の氏名が掲載されているが、各統括検務官の担当職務は掲載されておらず、また、上記の検務専門官は、氏名そのものが掲載されていないと認められる。

- (2) そこで、当審査会事務局職員をして統括検務官が担当する事務の内容について、検察庁事務章程（法務省訓令）を確認させたところ、統括検務官は、上司の命を受け、自ら又は検務専門官その他の検察事務官を指揮監督して、検務（執行・徴収・記録など）に関する事務をつかさどることとされており、また、検察庁の検務部門に含まれる事務について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、一般的に、統括検務官が2人以上在籍する支部においては、「執行・徴収事務」と「記録事務」を別の者が担当するとのことであり、この諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、上記の統括検務官は、上記（1）のとおり記録事務担当であるから、当該統括検務官の印影に係る不開示部分を開示すると、特定地方検察庁特定支部の記録事務担当統括検務官の姓が明らかになる結果、他の統括検務官が徴収又は執行事務に携わっていることが推測可能となり、刑の執行状況等を聞き出すため、あるいは、自己に有利な対応を求めるために、当該職員（統括検務官）に対する不当な働き掛けを誘発したり、嫌がらせ電話等を始めとする妨害行為を招くおそれがある旨の諮問庁の説明は、これを否定し難い。

また、上記の検務専門官は、記録事務に携わる職員であるとはいえ、今後、人事異動又は応援により、捜査・公判又は刑の執行を行う業務に携わる可能性がある旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はないから、当該検務専門官の印影に係る不開示部分を開示すると、当該検務専門官が内偵捜査や所在捜査等の秘匿性の高い業務に従事するに当たって、情報の収集が困難になるなどのおそれがある旨の諮問庁の説明も、これを否定し難い。

- (3) したがって、本件不開示部分は、これを開示すると、犯罪の捜査、公

訴の維持，刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから，法14条5号に該当し，同条2号について判断するまでもなく（ただし検務専門官の印影の関係），不開示としたことは妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求保有個人情報の開示請求に対し，本件対象保有個人情報を特定し，その一部を法45条1項の「刑事事件に係る検察官が行う処分等に係る保有個人情報」に該当し，法の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されない，又は法14条2号及び5号に該当するとして不開示とした決定については，特定地方検察庁において，本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので，本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり，不開示とされた部分は，同項に規定する保有個人情報に該当し，又は同号に該当すると認められるので，同条2号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

- 1 本件請求保有個人情報  
「特定地方検察庁特定支部において行った開示請求票（特定年月日A）  
閲覧謄写申請書及び決定書」のうち決定書に記録された保有個人情報
  
- 2 本件対象保有個人情報が記録された文書（本件決定書）  
閲覧・謄写に関する決定書（特定年月日A付けのもの）
  
- 3 適用除外とされた部分
  - （1）被疑者氏名欄
  - （2）保存番号欄
  
- 4 本件不開示部分
  - （1）検務専門官の印影
  - （2）統括検務官の印影